

大阪狭山市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年(2012年)10月19日

大阪狭山市監査委員

平 田 國 夫

田 中 昭 善

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 吉 田 友 好
- 2 通知を受けた日
平成24年10月18日
- 3 監査結果に関する報告
平成24年10月3日大狭監第35号 定期監査結果に関する報告
- 4 監査の対象
教育部教育総務グループ
教育部学校教育グループ
- 5 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおりに



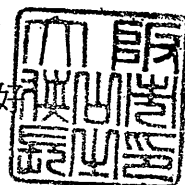
大 狭 庶 第 9 3 号
平成24年(2012年)10月18日

大阪狭山市監査委員

平 田 國 夫 様

田 中 昭 善 様

大阪狭山市長 吉 田 友 好



監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

平成24年10月3日付け大狭監第35号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

・監査指摘事項等に対する措置状況

【教育総務グループ】

適正な事務処理に努めます。

【学校教育グループ】

契約にかかる起案書に関して、決裁日と契約日の記載誤り及び鉛筆書きがないよう点検及び確認の徹底を図り、適正な事務処理を行います。